

会長職務内容書

1. 機関名

特別民間法人高圧ガス保安協会（以下、単に「協会」という。）

2. 法人概要

（1）業務内容

協会は、高圧ガスによる災害を防止することを目的として高圧ガス保安法に基づき1963年に設立され、1986年に民間法人化された経済産業省所管の団体である。協会の業務は、法定業務、国からの委託業務及び自主業務があり、代表的なものは以下である。

- ・高圧ガスの保安に関する調査・研究・情報の収集、それら調査等をもとにした技術基準の作成
- ・高圧ガスの保安に関する技術的事項についての経済産業大臣への意見具申
- ・高圧ガス設備等の検査・認定
- ・資格取得のための講習・試験
- ・高圧ガスの保安に関する書籍の出版
- ・セミナー・講演会等の開催
- ・マネジメントシステム審査

加えて、近年、国内外でカーボンニュートラルの動きが加速する中、昨年、水素等供給等促進法及びCCS事業法が施行され、安全確保の面で技術基準の早期策定や審査・検査体制の整備等、行政、事業者及び有識者等と連携・調整しながら活動することが大きな柱となっている。

なお、協会は高圧ガス関連企業や団体等が加入する会員制度を設け、その会員から成る協会の最高意思決定機関として評議員会を設置している。前述の様々な業務は、関連企業・団体等との密接な関係を築いて遂行している。

（2）職員数

136名（職員及び嘱託、2025年1月1日現在）

3. ポスト及び人数

会長 1名

（任期2年：2025年7月1日～2027年6月30日）

4. 職務内容

最高経営責任者として協会を代表し、その業務を総理する。

5. 必要な資格・経験等

- (1) 就任時（2025年7月1日）において、満70歳未満であることを原則とする。
- (2) 大学卒業程度の学識を有している。
- (3) 中立性・公平性を確保しながら業務を遂行でき、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有している。
- (4) 民間企業、民間団体、国、地方公共団体等で100名から200名程度の組織を一定程度の期間適切に管理した経験がある、又は同程度の規模の組織を適切に管理する能力を有している。
- (5) 民間企業、民間団体、国、地方公共団体等で自らの指導のもとに顕著な成果をあげたことがある。
- (6) 国内外の産学官との円滑な連絡調整及び情報共有を行い得る経験を有している。
- (7) 産業分野に関する幅広い知見を有している。
- (8) 会長にふさわしいプレゼンテーション能力を有している。

6. 欠格事項

次に掲げる者は、協会の役員となることはできない。

- (1) 常勤の政府又は地方公共団体の職員
- (2) 営利を目的とする団体の役員
- (3) 自ら営利事業に従事している者